

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA株式会社（現在は、株式会社B）本社における資格取得日に係る記録を昭和34年12月30日に、申立期間②のA株式会社C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円、申立期間②の標準報酬月額を昭和39年12月から40年4月までの期間を2万4,000円、同年5月から41年7月までの期間を3万円及び同年8月から42年6月までの期間を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月30日から35年7月1日まで  
② 昭和39年12月1日から42年7月21日まで

私は、昭和31年11月1日にA株式会社に入社し、44年3月1日まで同社で継続して勤務しており、この間途中で退職したことや長期休暇を取った覚えは無い。

ところが、平成19年6月に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、私がD支店の開店準備のため当地に駐在していた申立期間①と、E支店及びF支店（いずれも支店長）で勤務していた期間の一部に未加入期間（申立期間②）があることも分かった。

私がA株式会社在職中に厚生年金保険被保険者の資格を喪失する事由が生じたことは無く、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが発行した在職証明書から、申立人が昭和31年11月1日から44年3月1日までA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

申立期間①については、当時、A株式会社G支店に勤務していた申立人の弟の供述から、申立人が同社D支店に勤務していたことが推認できるが、オンライン記録では、申立人は同社H支店において昭和34年12月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、35年7月1日に同社本社において資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

また、申立期間①当時、社会保険事務所の記録では、同社D支店は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、事業主は、申立期間①に係る申立人の給与について同社本社から支給していた旨供述しており、申立人と同様に同社D支店の開店準備を担当していた上司は、給与が支給されていた同社G支店において厚生年金保険の被保険者としての記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和34年12月30日にA株式会社H支店から同社本社に異動した後、D支店に駐在）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和35年7月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、複数の同僚から、申立人は、A株式会社E支店長及びF支店長であったと供述があること及び申立人から提出された従業員の採用決定通知書から、申立人が昭和41年10月24日時点において同社F支店長として同社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、申立人は同社D支店において39年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、42年7月21日に同社C支店において資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

また、申立期間②当時、社会保険事務所の記録では、同社E支店及び同社F支店は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、事業主は、申立期間②に係る申立人の給与について同社C支店から支給していた旨供述しており、申立人と同様に同社F支店において勤務していたことが確認できる同僚2名は、給与が支給されていた同社C支店において、勤務期間の一部に厚生年金保険の被保険者としての記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和39年12月1日にA株式会社D支店から同社C支店に異動した後、同社E支店及び同社F支店に勤務）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A株式会社C支店において申立人と生年月日や入社年月の近い社員のオンライン記録から、昭和39年12月から40年4月までの期間を2万4,000円、同年5月から41年7月までの期間を3万円及び同年8月から42年6月までの期間を3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年12月から42年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年6月から同年9月までの期間を20円、同年10月から20年7月までの期間を50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年6月1日から20年8月1日まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和18年4月16日に同級生4名と共にA株式会社B工場に集団就職し、終戦直前の20年8月1日ごろまで青年学校の寄宿舎に居住しながら継続して勤務していたにもかかわらず、19年6月1日で資格喪失となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が昭和18年4月から20年8月初旬ごろまでA株式会社B工場において継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録上、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和19年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われたことが認められる。

さらに、申立人が、申立事業所を退職した後、終戦直前の昭和20年8月初旬に共に帰郷したとする同僚の記録をみると、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が存在する。

加えて、申立事業所が所在するC市内は、戦時中、大空襲(昭和20年4

月)等による被害を受けているなか、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、厚生年金保険被保険者手帳記号番号及び被保険者氏名の欠落箇所が多数見受けられるなど、完全な被保険者名簿とは言い難い記録となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の標準報酬等級の記録から、昭和19年6月から同年9月までの期間を20円、同年10月から20年7月までの期間を50円とすることが妥当である。

## 福井厚生年金 事案 240

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 25 年 12 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで  
昭和 25 年 12 月 1 日に株式会社A B支店から同社C支店への転勤に伴い、同年 11 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 12 月 1 日に再資格取得しているが、私は、同年 11 月 30 日まで同社B支店で勤務しており、被保険者期間に 1 か月の未加入期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する従業員カード及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 25 年 12 月 1 日に株式会社A B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社A B支店における昭和 25 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 11 月 30 日と記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおり

の届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A B店における資格取得日に係る記録を平成3年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月29日から同年7月1日まで

私が勤務していた株式会社Cは、株式会社Aと合併したことに伴い、勤務場所は変わったが、会社が合併した後も引き続き継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白が生じていることに納得できない。

なお、厚生年金保険料については、毎月の給与から引き続き控除されていたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が株式会社C及び株式会社A B店に継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの事業主は「株式会社C及び株式会社A B店は同一事業主で、株式会社Cを解散する前に従業員の大半を株式会社A B店に転籍させたもので、転籍した従業員の勤務は継続しており、厚生年金保険料についても引き続き控除したと考えられる。」と回答していることから判断すると、申立人が株式会社C及び株式会社A B店に継続して勤務し（平成3年6月29日に株式会社Cから株式会社A B店に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社A B店に

おける平成3年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、平成4年3月の求職時期に国民年金保険料納付書が送付されてきたことを友人（現在の妻。以下同じ。）に伝え、友人は、仕事の関係で銀行によく行くことがあるとして、保険料納付を引き受けてくれた。

友人は、A駅前にあるB（金融機関）の支店で国民年金保険料を納付書で支払ってくれ、後日私に領収書を手渡した。

1か月でも保険料を納付しなければ満額の年金を受け取れないことを友人に教えてもらったことをよく覚えているので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所等から国民年金保険料納付書が送付されてきたので、友人にA駅前にあるBの支店で納付書により数千円の国民年金保険料を納付してもらい、後日領収書を受け取ったと主張している。

しかし、申立人に係る市町村の国民年金保険料納付記録（電算記録）は存在しない上、また、オンライン記録をみると、申立期間における国民年金への加入記録が無いことから、申立期間は未加入期間であったため、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間当時（平成4年3月20日から同年5月1日までの期間）に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の氏名を確認することができず、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 11 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 28 年 11 月 1 日から 29 年 1 月 5 日まで  
③ 昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 5 月 1 日まで

昭和 27 年ころ、A 役場を通じて B 株式会社の季節工員募集があり、20 数名がまとまって同社 C 工場で働くこととなった。私も、この募集に応募し同社 C 工場で昭和 27 年 11 月 1 日から 28 年 4 月 30 日まで働いていたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が無い。

同様に、昭和 28 年度の冬及び 29 年度の冬も、私は B 株式会社 C 工場で働いていたが、記録が無いので調査し年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間①、②及び③当時、B 株式会社 C 工場勤務していたものと推認できる。

しかし、B 株式会社 C 工場が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、当該名簿に記載された申立人の厚生年金保険の加入記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の雇用状況を確認できる関係資料が残っておらず、申立人が勤務していたか否かを判断することができないが、勤務期間や回数からみると、申立人は、臨時雇用、いわゆる季節工であったと思われる。また、申立てどおりの届出や保険料を納付したかは不明である。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③当時、共に就労していたと挙げた同僚のオンライン記録をみると、次のような状況がみられた。

申立期間①については、申立人と共にA役場を通じて就職した同僚 10 名すべてに厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、同僚 16 名に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日をみると、昭和 28 年 12 月 1 日の者が 4 名、29 年 1 月 4 日の者が 1 名、申立人と同じく同年 1 月 5 日の者が 11 名となっており、社会保険事務所（当時）がこれら被保険者に係る加入記録の事務処理を誤ったものとは考え難い。

申立期間③については、申立人が挙げた同僚 3 名は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、申立期間①、②及び③について、B株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認しても、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
ねんきん特別便を見たところ、私が社会福祉法人 A（以下「A」という。）で勤務していた期間のうち、就職当初の 1 か月間が厚生年金保険に加入していないことに気付いた。

私は、昭和 49 年 3 月 31 日に B を退職し、同年 4 月 1 日に A に正職員として採用され、50 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、A における厚生年金保険被保険者の資格取得日が 49 年 5 月 1 日となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A に勤務していたものと推認することができる。

しかし、A の申立期間当時の C 長及び社会保険事務を受託していた者は、既に死亡しているため、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

また、A の現在の C 長は、「申立期間当時の人事記録及び給与台帳を保管していないため、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答している。

さらに、同僚は、自分の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 48 年 5 月 1 日）が採用日（昭和 48 年 4 月上旬）と相違していたことに関して、「A は、従業員について採用 1 か月経過後に厚生年金保険に加入させていたことを A の関係者から聞いたことがある。」と供述している。

加えて、申立期間について当該事業所に係る健康保険記号番号順索引簿

の記録を確認しても、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 福井厚生年金 事案 244

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月1日から24年7月1日まで  
年金裁定請求時に社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、A工場に勤務していた実姉の勧めもあって、昭和23年7月から29年4月30日まで継続してA工場に勤務したが、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が入社1年後(昭和24年7月1日)となっていることに納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

実姉及び同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A工場に勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該事業所は、昭和58年2月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

また、当該事業所に申立人を紹介した申立人の実姉は、当該事業所に昭和21年1月から23年1月まで勤務していたと主張しているものの、オンライン記録をみると、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立人が挙げた同僚に聴取したところ、「私は、昭和23年7月に入社したものの、厚生年金保険被保険者の資格取得日が入社1年後の24年7月1日となっている。」と供述している。

加えて、申立人の供述から、申立人より先に入社した同僚3名が、いずれも申立人と同様に昭和24年7月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格

を取得していることが確認できることから、申立期間当時、事業主が必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえない。

また、申立期間について健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号にも欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。